

(あて先) 千 葉 市 長

千葉市家具転倒防止対策事業取付事業者届出書

千葉市家具転倒防止対策事業実施要綱の規定に基づき、取付事業者の届け出をします。

届け出に当っては、次のことに同意します。

- 1 千葉市の家具転倒防止対策事業の内容を理解し、金具等取り付けについては、安全かつ確実に固定する技術を要している。また、取り付けの知識及び技能の維持・向上に努める。
- 2 金具等取り付けの際は、市民に対して誠意を持って対応し、実施した取付業務に関して不具合が生じた場合には、責任を持って対処する。
- 3 取付費用のうち市の助成は、1世帯あたり2,500円(家具1台500円を限度×5台まで)を限度とし、出張料は5,000円を限度とする。
- 4 市民に対して必要以上に金具等の取り付けを進めたり、その他業務の勧誘を行わない。
- 5 提出書類に虚偽の記載があった場合又は偽りその他不正の行為によって助成を受けた場合には、登録の抹消となる。

商号 名称				印
代表者 職 氏名				印
所在地				
連絡先	電話	()	FAX	()
支店 営業所名				印
代表者 職 氏名				印
所在地				
連絡先	電話	()	FAX	()
取付責任者			主な業種	

注) 千葉市内に事業所を有する事業者又はその事業者等で構成される団体

千葉市家具転倒防止対策事業取付事業者一覧への掲載 (チェックしてください)

希望する ・ 希望しない